

岩手県監査委員告示第54号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 環境生活部環境生活企画室

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成25年8月20日

(2) 本監査実施日 平成25年9月6日

3 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、調定すべき金額より少なく調定しているものが2件、31,555円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産使用料の徴収について、今後は、行政財産使用料の算定の際に法令適用の確認を徹底するとともに、担当課内で情報を共有化することにより再発防止に努めることとした。